

浜の活力再生加速化支援事業（浜の活力再生交付金事業）実施要領

（趣旨）

第1 県は、稼げる農林水産業や活力ある農山漁村の実現を図るため、浜の活力再生広域プラン、又は浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域において、水産資源の持続的な利用・管理、水産業経営の強化を図ることにより、地域が自主性を活かして取り組む水産施策の展開を支援するものとする。

この事業の実施については、「水産関係地方公共団体交付金等実施要領」（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要領」という。）、「水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について」（平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知。以下「国実施要領の運用」という。）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「県交付要項」という。）及び熊本県水産業振興関係補助事業（水産振興課分）実施要領（以下「県実施要領」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるものとする。

（事業の内容）

第2 浜の活力再生交付金事業（以下「事業」という。）は、浜の活力再生広域プラン（広域浜プランの策定及び関連施策の連携について（平成28年1月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げるものをいう。以下同じ。）の承認を受けた漁村地域において、事業実施主体が実施する競争力強化のための施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備に必要な経費、又は浜の活力再生プラン（「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」（平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知）の承認を受けた漁村地域において、事業実施主体が実施する水産資源の持続的な利用・管理、水産業経営の強化を推進するための施設整備に必要な経費を補助する。

（事業実施の手続き）

- 第3 事業実施主体は、1の目的に即して、達成しようとする具体的な水準を示した目標（以下「成果目標」という。）を定めるものとする。なお、メニュー、事業実施主体、採択基準及び交付率は、国実施要領別表1に定めるところによるものとする。
- 2 事業実施主体は、成果目標を達成するため、事業メニュー（以下「メニュー」という。）の中から該当するものを選択して、これを実施するものとする。
 - 3 メニューの具体的な内容は、国実施要領の運用に定めるところによるもの

とする。

(成果目標の設定)

第4 成果目標は、事業実施地区ごとに定めるものとする。

- 2 成果目標は 事業の終了年度から3年度以内のいずれかの年度（以下「目標年度」という。）に達成しようとする目標として定めるものとする。ただし、実施期間が単年度の場合であって、当該年度において達成しようとする目標として成果目標を定める場合には、当該年度を目標年度とする。

(事業計画の提出)

第5 事業を実施しようとする事業実施主体は、所轄する県広域本部農林水産部水産課（以下「水産課」という。）と事前協議のうえ、国実施要領に定める様式により、事業計画を策定し、水産課に正副2部提出するものとする。なお、この場合において「水産業競争力強化緊急施設整備事業」又は「水産業強化支援事業」を「浜の活力再生交付金事業」に読み替えるものとする。

ただし、事業の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ熊本県漁業協同組合連合会及び熊本県海水養殖漁業協同組合が事業実施主体となる場合は、所轄の水産課を経由せず、水産振興課に提出するものとする。

なお、事業計画の提出に際しては、浜の活力再生広域プラン又は浜の活力再生プランとの整合性について、水産課との事前協議を要するものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域に属する事業実施主体が第2の1の目的に即して、事業を実施しようとする場合には、国実施要領第2の4の(10)に基づき、1の事業計画の策定を指導するものとする。

(事業計画の変更)

第6 事業計画の変更が必要となる重大な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 成果目標の新設、変更又は廃止
 - (2) 事業地区又は実施主体の変更
 - (3) 附帯事業の新設又は廃止
 - (4) 事業の中止又は廃止
 - (5) 施行箇所又は設置場所の変更
 - (6) 事業費の3割を超える変更又は補助金の増額を伴う変更
 - (7) 施設等の追加又は廃止
- 2 1に定める事業計画の重大な変更を行うときは、第5に準じて行うものとする。

(事業計画の成果目標の達成状況に対する措置)

- 第7 事業実施主体は、当該事業計画の成果目標の達成状況を評価（以下「事後評価」という。）し、施設の供用開始年度の翌年度から5か年を経過するまで、6月末までにその結果を別記第1号様式により、知事に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の評価を行うに当たっては、その客観性及び公平性を担保するよう努めるものとする。
- 3 知事は、1の報告において、事業実施主体に対し、成果目標達成のために必要があると認めるときは、その見通しを明らかにした資料の提出を求めることができる。
- 4 知事は、1の報告において、目標年度における成果目標が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、目標年度の翌年度において改善計画を策定して、成果目標を達成すべき旨の指導を行うものとする。この場合において、事業実施主体は、当該取組みの終了後、その評価を1に準じて報告するものとする。
- 5 4により実施した取組みの評価については、1から3に準じて行うものとする。

(取得財産の処分の制限)

- 第8 県交付要項第17条に規定する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定められている処分制限期間とする。

(事業計画等の提出)

- 第9 第5の1の事業計画、第6の事業計画の変更については、事業実施箇所の住所地を所轄する市町村経由で所轄の水産課に提出するものとする。
- 2 第7の事後評価並びに改善計画の報告については、所轄の水産課に提出するものとする。
- 3 ただし、事業の範囲が複数の市町村に区域に及ぶ熊本県漁業協同組合連合会及び熊本県海水養殖漁業協同組合が事業実施主体となる場合は、第5の1の事業計画、第6の事業計画の変更、第7の事後評価並びに改善計画の報告については、所轄の市町村、水産課を経由せず、水産振興課に提出するものとする。

(申請書等の提出)

- 第10 県交付要項に規定する以下の申請書は、所轄の水産課を経由するものとする。

る。ただし、事業の範囲が複数の市町村に区域に及ぶ熊本県漁業協同組合連合会及び熊本県海水養殖漁業協同組合が事業実施主体となる場合は、所轄の水産課を経由せず、水産振興課に提出するものとする。

- (1) 交付申請書（県交付要項第6条関係）
- (2) 交付決定前着工承認申請書（県交付要項第9条関係）
- (3) 事業変更申請書（県交付要項第8条関係）
- (4) 着工（完成）報告書（県交付要項第11条関係）
- (5) 状況報告（県交付要項第12条関係）
- (6) 実績報告書（県交付要項第13条関係）

（雑則）

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別記第1号様式（第7関係）

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

（補助事業者）住所
氏名

印

平成 年度浜の活力再生加速化支援事業（浜の活力再生交付金事業）事後評価報告書

平成 年度浜の活力再生加速化支援事業（浜の活力再生交付金事業）について、浜の活力再生加速化支援事業（浜の活力再生交付金事業）実施要領第7の1に基づき、事後評価報告書を提出する。

※別表の浜の活力再生加速化支援事業（浜の活力再生交付金事業）事後評価報告書を添付すること。なお、事後評価報告書作成に当たっては、別途、国が定める評価手法・対応措置に基づくこととする。

別表

浜の活力再生加速化支援事業（浜の活力再生交付金事業）

		作成部署名
政策目的		
政策目標		整理番号
事業実施主体		
実施地区名		
実施期間及び目標年度	実施期間	目標年度
	〇〇年度～〇〇年度	〇〇年度
交付金額		
事業計画の内容		
評価	成果目標	
	現状値	(年度末時点)
	目標値	(年度末)
	(1) 現状値	(統計データ、計算のプロセス、取組みの実績等現状値を出すに至った経緯、理由を記載)
	(2) 地域への経済効果 (ハード事業のみ)	(計画策定時の予定と目標年度における現実の数字との比較、分析)
	(3) 所見	(特に、成果目標が達成されていない場合に、その理由及び分析を記載)
	(4) 評価機関の意見等	(評価機関等の評価を受けた場合に記入)
	今後の改善方向等に関する分析	

